

議案第 4 4 号

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員となることができる者の規定を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。